

# 1. 市民活動とは

## (1) 市民活動とは？

市民が自発的、継続的に他人や地域社会に貢献するために行う非営利活動を市民活動と言います(営利、宗教・政治活動、選挙活動を目的とする活動は除きます。)



子どもの健全育成に取り組む団体や、災害からの復興に尽力する団体など、団体の活動は多岐にわたります。

写真:(左)須賀川市スポーツ鬼ごっこ愛好会の屋外活動/(右)須賀川市赤十字奉仕団のチャリティバザー

## (2) 市民活動サポートセンターとは？

市民活動サポートセンター(以下、「サポートセンター」という。)は、市民活動団体や NPO 法人、ボランティア活動をしている方々や、これから活動しようと考えている方々が活動しやすい環境づくりをサポートするためにあります。

サポートセンターに登録した市民活動団体を「市民活動サポートセンター登録団体(以下、「登録団体」という。)」といいます。

### ○市民活動サポートセンターの登録条件

登録には、以下の条件があります。

- 本市で市民活動・ボランティア活動を行う原則 5 人以上の者で組織されている団体。
- 本市の地域内で継続して活動を行う団体。
- 主に政治、宗教、営利を目的とする活動を行う団体でない。
- 主に趣味や団体内の親睦を目的とする活動ではない。
- 主に地縁に基づく活動を行う団体ではない。

## ○設備・備品などの利用

登録団体は、サポートセンターの設備や備品を利用できます。

### ■印刷室

コピー機（コイン式）	1枚10円(白黒のみ)
印刷機（コイン式） ※用紙は要持ち込み。	1製販につき50円 印刷代1枚1円(10枚単位)
紙折機	無料

### ■ロッカー・レターケース(事前申請が必要)

ロッカー（鍵付き）	1か所につき月額200円
レターケース	無料

### ■交流スペース

打ち合わせなどに使用できます。事前に予約することも可能です。

### ■パンフレット、掲示板

イベントのお知らせ、会員募集のチラシ等を掲示できます。



写真: サポートセンターの設備・備品。

(左)印刷室／(右)サポートセンター。団体の活動ファイル、募集チラシ等を掲示しています。

### (3) サポートセンターの業務内容

市民活動サポートセンターでは、登録団体の活動を支援するため様々な業務を行っています。

- 各団体のチラシや機関紙の配置
- 活動の場の提供
- 活動情報の収集・提供
- 人材育成に関する各種講座の開催
- ボランティア、市民活動の各種相談
- 助成金等の相談
- NPO 法人設立相談 など

#### ○活動の広報について

サポセンでは、登録団体の活動や募集情報の発信のため、情報誌「サポセンだより」の発行や、tette 公式ウェブサイトにおける紹介記事「サポセンレポート」の掲載をしています。

##### ■ サポセンだより

年 6 回程度発行しています。公共施設等への配架のほか、回覧板で回覧しています。

##### ■ サポセンレポート

tette 公式ウェブサイトで公開しています。取材し、その都度掲載しています。



写真: サポセンだより(広報誌)とサポセンレポート(tette 公式ウェブサイトで公開)

#### ○成果発表の場「サポセンフェスティバル」

年に 1 回、登録団体の日頃の活動の成果を発表する場として、「サポセンフェスティバル」を開催しています。踊りや講演等のステージ発表や、体験ブースの設置、活動の展示等を行います。



写真: 令和元年度開催第5回サポセンフェスティバル

## ○利用時間

9時から22時まで(日・祝は20時まで)／相談業務:9時から17時まで  
(休館日:第3火曜日、年末年始。市民交流センターの休館と同じ)

## ○連絡先

- 電話:0248-73-4407、FAX:0248-73-4410
- メール:[koukikaku@city.sukgawa.fukushima.jp](mailto:koukikaku@city.sukgawa.fukushima.jp)
- ホームページ:tette 公式ウェブサイト <https://s-tette.jp/>



## ○所在地

〒962-0845 福島県須賀川市中町 4-1 須賀川市民交流センター内



### ■ サポートセンター

tette1階東側の専用エリア。自由に使える交流スペースや、参考図書、掲示板等を設置。団体の打合せや勉強、活動後の談話等にも活用できます。

## (4)NPO 法人について

サポートセンターでは、現在 NPO 法人として活動している市民活動団体や、これから NPO 法人として活動したい団体の支援も行っています。

### ONPO とは？

NPO とは、「Non Profit Organization＝非営利組織」の略語で、社会貢献を行う営利を目的としない組織や団体のことをいいます。NPO 法人は、「特定非営利活動促進法(NPO 法)」に基づいて、都道府県又は指定都市の認証を受けて設立された法人です。

### ONPO 法人を設立するには

所轄庁(須賀川市の場合は、福島県)に申請し、設立の「認証」を受け、認証後、法務局で登記することで法人として成立します。NPO 法人格の取得には、メリットがありますが、一方で注意することもあります。

#### ■メリット

##### ■ 法人格の権利

法人名での契約締結、銀行口座の開設、資産の取得等が可能です。

##### ■ 社会的信用が得やすい

公的な認証により成立しているため、任意団体よりも社会的に信用を得やすくなります。

##### ■ 制度上の優遇

税法上の収益事業を行っていない場合は、法人税／法人市民税の免除等を受けられます。また、一般的な法人(企業等)と異なり資本金が 0 円でも設立できます。

#### ■注意すること

##### ■ 正しい経理が求められる

法人の財産、収支を管理するため、簿記等会計上必要な事務も行わなくてはなりません。また、毎年の会計・活動報告等も義務付けられています。

##### ■ 解散時にも手続き、会計処理が必要

法人を解散するには、財産・負債の清算、官報への公告や閉鎖登記等、手続きが必要です。

##### ■ 設立までの審査が長い

NPO 法人の設立は、一般的な法人よりも審査が厳しく認められるまで時間がかかります。

## ONPO 法人に関する福島県の相談窓口

須賀川市に本拠を置く NPO 法人は、福島県が設立等の許可権者となります。福島県の担当部署に直接問合せ、相談をすることができます。相談や申請の際には、あらかじめ電話での問合せをお勧めします。

担当：福島県文化スポーツ局文化振興課

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16(県庁西庁舎 11 階)

電話：024-521-7179、FAX：024-521-5677



写真：サポセンに登録の NPO 法人。

(左)NPO 法人どあどあ／(右)特定非営利活動法人 OYAKODO ふくしま